

フェリー移住割引の取扱いについて<令和3年度>

1. 「フェリーでらくらく移住割引」（以下「移住割引」という）の申請先は、一般社団法人北海道移住促進交流協議会の会員市町村等とする。
2. 移住割引の対象者は、原則として次のとおりとし、申請先において証明することが可能な者とする。
 - (1) ちょっと暮らし体験者
 - (2) 会員市町村等で実施する移住体験ツアーなどの参加者
 - (3) 移住を検討しており、その下見をする方（移住相談窓口への訪問）
 - (4) 上記1～3のいずれかのプロセスを経て移住される方（転勤による移住を除く）
3. 移住割引の申請書は、会員市町村等で証明のうえ、申請者に送付する。

<フロー図>

